

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月3日 19時27分ごろ
発生場所	福井県坂井市雄島北西岸沖 雄島灯台から真方位329° 160m付近 (概位 北緯36° 15.2′ 東経136° 07.0′)
事故の概要	漁船 ^{だいしん} 大信丸は、航行中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年1月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大信丸、3.0トン FK3-12130（漁船登録番号）、個人所有 第251-14253号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長、乗組員）
損傷	左舷外板に破口を伴う擦過傷、プロペラシャフトの折損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約27cm (三国)、水温 約22℃
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員が乗り組み、坂井市三国町沖で一本釣り漁を行っていたところ、風が強くなり雨が降り始めたので、GPSプロッターを作動させて手動操舵で操船に当たり、帰航を始めた。</p> <p>船長は、ふだんは雄島から距離を取って航行していたところ、カップを持っていなかった乗組員が右舷船尾甲板に置いた椅子に腰掛けて雨に濡れていたため、早く戻ろうと思い、視認していた雄島北西岸の岩場（以下「本件岩場」という。）沖約10mを約14ノットの対地速力で南南西進することとした。</p> <p>本船は、本件岩場沖約10mを航行中、衝撃を受けて船体が右舷側に傾いて停止した。</p> <p>船長は、衝撃で前に倒れて舵輪で胸を打った。また、船長は、乗組員が船尾部に見当たらなかったため周囲を見渡した際、落水して海面に浮いている乗組員を発見するとともに、本船が雄島北西岸沖の暗岩に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、機関を中立運転とし、本船が離礁して漂流しないように船首の錨を投入しようと錨用ウインチレバーを急いで操作したところ、錨索が勢いよく繰り出されて絡み、錨は海中にぶら下がった状態で止まった。</p> <p>乗組員は、ぶら下がっていた錨索^{つか}に掴まったが、本船の左縁には手</p>

	<p>が届かなかったので、錨索を掴んだまま海面に浮いていた。</p> <p>船長は、本事故の発生を118番通報し、僚船の船長に救援を依頼した。</p> <p>船長及び乗組員は、来援した巡視船の搭載艇に救助されて福井県福井港福井区へ運ばれ、乗組員は救急車で病院に搬送されて低体温症と診断された。また、船長は、自宅に帰宅後、舵輪で打った胸に痛みを感じて病院で受診したところ、肋骨骨折と診断された。</p> <p>本船は、無人の状態で離礁して漂流しているところを僚船船長に発見され、僚船により係留地にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん本件岩場から十分に離れて航行していたが、本事故当時、本件岩場沖はすぐに深くなっている本件岩場沖約10mを航行すれば十分な水深があると思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.4mであった。</p> <p>船長及び乗組員は、固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船長が、雨に濡れていた乗組員を気遣い早く戻ろうと思い、ふだん十分に離れて航行していた本件岩場に約10mまで近づいて航行したことから、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、航行中、船長が、雨に濡れていた乗組員を気遣い早く戻ろうと思い、ふだん十分に離れて航行していた本件岩場に約10mまで近づいて航行したため、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行予定海域の暗岩等の場所を正確に把握し、岩場等の障害物から十分に離れて航行すること。